

## 国の地球温暖化対策の動向

### 京都議定書の締結（平成 14 年 6 月）

- ・ 5 月の通常国会で可決され、6 月 4 日の閣議決定により締結された。
- ・ 京都議定書の発効はロシアの締結がカギとなっている。  
（平成 15 年 12 月現在、付属書 国の排出量の 44.2%まで締結済み）

### 地球温暖化対策推進法の改正（平成 14 年 6 月 7 日公布）

- ・ 1999 年(平成 11 年)4 月 8 日に施行された地球温暖化対策推進法の改正
- ・ 京都議定書発効時に施行予定
- ・ 温室効果ガス 6 %を削減するための「京都議定書目標達成計画」の策定。
- ・ 2002 年～2012 年までの間を 3 つに区分し、2004 年及び 2007 年に排出状況等から目標達成計画を見直す。
- ・ なお、下記の項目については、法律の公布時に施行済。
  - ・ 家庭等における温暖化対策を推進するための「地球温暖化対策診断」を実施。
  - ・ 地域における取組を推進するため、行政、事業者、住民等からなる「地域協議会」を設置。
  - ・ 都道府県での温暖化対策に関する普及啓発を推進するための「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定対象として、NPO 法人を追加。

### エネルギーの使用合理化法（省エネ法）の改正（平成 14 年 6 月 7 日公布）

- ・ 第 1 種指定工場の対象拡大  
（大型のオフィスビル、小売店、ホテル、病院などへの拡大）
- ・ 第 2 種指定工場に対する定期報告の義務づけ等
- ・ 特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務付け等【国交省】  
（特定建築物：2 千㎡以上の住宅以外の建築物）
- ・ 平成 15 年 4 月施行

### 新エネルギー等利用特別措置法（RPS 法）（平成 14 年 6 月 7 日公布）

- ・ 電気事業者に対し、一定割合以上の新エネルギー電気の利用義務付け  
（新エネルギー電気：風力、太陽光、廃棄物、中小水力等を利用して発電される電気）
- ・ 電気事業者は、義務を履行するに当たり、次のうちから最も有利な方法を選択。  
イ、自ら発電する。ロ、他者から購入する。ニ、他の電気事業者に義務を肩代わりさせる。
- ・ 平成 14 年 12 月 6 日施行

### 省エネ法におけるトップランナー機器の追加

- ・ガス・石油機器、物品自動販売機、変圧器等
- ・平成 15 年 4 月施行

### エネルギー基本計画の策定（平成 15 年 10 月）

- ・平成 14 年 6 月に公布・施行された「エネルギー政策基本法」において、エネルギー政策の 3 つの基本方針が明らかにされた。  
「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」
- ・エネルギー基本計画は、上記の基本方針に沿ってエネルギー需要に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。

### 地球温暖化対策推進大綱の見直し

- ・現在の地球温暖化対策推進大綱(平成 14 年 3 月)は、環境と経済の両立、ステップ・バイ・ステップのアプローチ、各界各層が一体となった取組の推進、国際的連携の確保の 4 点を基本に、京都議定書の削減目標達成に向けた全体像を示すとともに、温室効果ガスの削減対策と実施スケジュール、排出削減見込み量などを定めている。
- ・ステップ・バイ・ステップのアプローチにより、2004 年に大綱の見直しが予定されており、「第 1 ステップ」(2002 年～2004 年)における対策の進捗状況等を踏まえた検討が進められている